

## 新旧対照表

税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）

新	旧
<p>記載要領及び留意事項</p> <p>関税修正申告書（内国消費税等修正申告書兼用）（C - 1020）</p> <p>1. 関税修正申告書記載要領の共通事項 (1)及び(2)（省略） <u>(3) 修正申告により納付すべき関税等の納付を法第9条の4ただし書((電子情報処理組織による納付手続))に規定する財務省令で定める方法により行う場合には、申告書の上部余白に当該方法により関税等を納付したい旨（例えば、「MPN利用」）を明瞭に記載する。</u></p> <p>2. （省略）</p> <p>輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）（C - 5020）</p> <p>輸入申告書等記載要領の共通事項 (1)～(8)（省略） <u>(9) 輸入（納税）申告書に係る関税等の納付を法第9条の4ただし書((電子情報処理組織による納付手続))に規定する財務省令で定める方法により行う場合には、申告書の上部余白に当該方法により関税等を納付したい旨（例えば、「MPN利用」）を明瞭に記載する。</u></p> <p>とん税及び特別とん税納付申告書（S - 1015）</p> <p>「納付とん税及び特別とん税の額」欄には、適用税率にその船舶の総トン数を乗じた額（実際に納付すべき金額）を記載する。この場合において、その純トン数にトン未満の端数があるときにはこれを切り上げて1トンとして計算させる。また、算出されたとん税及び特別とん税の額に100円未満の端数金額があるときには、その端数金額を切り捨てた後の金額をこの欄に記載する。 「申告者」の項には、船長（船長がその職務を行うことができない場合には、その職務代行者）が記載し押印するが、税関長の承認を受けて定めた特別納税義務者があるときは、その者が申告者となり、その者の住所氏名又は名称を記載し押印する。 <u>なお、とん税及び特別とん税の納付を令第2条第2項ただし書((電子情報処理組織による納付手続))に規定する財務省令で定める方法により行う場合には、申告書の上部余白に当該方法によりとん税及び特別とん税を納付したい旨（例えば、「MPN利用」）を明瞭に記載する。</u></p>	<p>記載要領及び留意事項</p> <p>関税修正申告書（内国消費税等修正申告書兼用）（C - 1020）</p> <p>1. 関税修正申告書記載要領の共通事項 (1)及び(2)（同左）</p> <p>2. （同左）</p> <p>輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）（C - 5020）</p> <p>輸入申告書等記載要領の共通事項 (1)～(8)（同左）</p> <p>とん税及び特別とん税納付申告書（S - 1015）</p> <p>「納付とん税及び特別とん税の額」欄には、適用税率にその船舶の総トン数を乗じた額（実際に納付すべき金額）を記載する。この場合において、その純トン数にトン未満の端数があるときにはこれを切り上げて1トンとして計算させる。また、算出されたとん税及び特別とん税の額に100円未満の端数金額があるときには、その端数金額を切り捨てた後の金額をこの欄に記載する。 「申告者」の項には、船長（船長がその職務を行うことができない場合には、その職務代行者）が記載し押印するが、税関長の承認を受けて定めた特別納税義務者があるときは、その者が申告者となり、その者の住所氏名又は名称を記載し押印する。</p>

新旧对照表